

日本脂質生化学会 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は日本脂質生化学会（以下「当学会」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において寄附金とは、寄附者が当学会の行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

(受入基準)

第3条 当学会は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとする。

(1) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき

- イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
- ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
- ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
- ニ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
- ホ その他役員会が当学会の運営上支障があると認める条件

(2) 寄附金等を受け入れることにより、当学会の業務、財政、または名誉に負担または支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が会則第2条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

(受入手続き)

第4条 寄附者からこの学会に対し別途定める寄附金申込書により寄附の申入れがあったときは、寄附内容を確認しなければならない。

2 前項の寄附の申入れを受ける場合には、原則として役員会の承認を得なければならない。

3 寄附の申入れを受けることとなったときは、当該寄附者に寄附金の振込を依頼する。

4 寄附金を受領したときは、寄附者に対し領収書を発行する。

(その他)

第5条 本規定に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関して必要な事項は役員会が別に定めることができる。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、幹事会の議決を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、令和4年2月14日から施行する。